

掲載にあたって

平素は当協会の運営等に際し、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

土地（標準地・基準地）の価格については、公的な評価として、主に国土交通省が地価公示法に基づき調査し公表する「公示価格」、国税局が相続贈与税法に基づき調査し公表する「路線価」、都道府県が国土利用計画に基づき調査し公表する「地価調査」があります。

これを不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準等に基づいて調査し適正に評価しています。

地価公示・地価調査など公的な土地価格の評価は、適正な地価水準の形成、一般の土地取引に対しての指標を提供し、国土利用計画法の施行や公共事業の実施等の業務に資するものです。

現在、県下では、地価公示 309 地点、地価調査 395 地点で調査が実施されております。本要覧は、本年 7 月 1 日を基準日として実施された地価調査並びに本年 1 月 1 日基準日の地価公示の結果等を取りまとめたもので、最新の山口県内の地価水準とともに、過去の地価水準の推移も掲載しています。

国土利用計画法や公共事業に関係する官公庁はもとより、不動産の取引や鑑定評価等の業界、その他広く一般各位におかれましても、本要覧を十分ご活用いただければ幸いと存じます。

我々鑑定士も日々研鑽を重ね、社会的要請に応えるべく鋭意、努力を重ねてまいりますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、作成にあたりご協力いただいた県総合企画部政策企画課をはじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 1 0 月

公益社団法人 山口県不動産鑑定士協会
会 長 寺井 博教